

品川区発熱外来診療・検査医療機関支援金交付要綱

制定 令和3年3月3日区長決定
要綱第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、発熱患者等の対応をする区内の医療機関を対象に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く状況下にあっても、区民が安心して身近な診療所等を受診できる体制を維持することを目的として、品川区発熱外来診療・検査医療機関支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の交付の対象)

第2条 支援金の交付の対象となる医療機関（以下「交付対象者」という。）は、区内の医療機関であって、令和3年1月22日時点において令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）交付要綱（令和2年9月15日厚生労働省発健0915第8号厚生労働事務次官通知別添）3の都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関に該当するものとする。

(支援金の交付額)

第3条 支援金の交付額は、一の交付対象者につき75,000円とする。

(支援金の交付申請)

第4条 交付対象者は、別に指定する期日までに発熱外来診療・検査医療機関支援金申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定)

第5条 区長は、前条の規定に基づき交付対象者から申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援金を交付することを適当と認めるときは、発熱外来診療・検査医療機関支援金交付決定通知書（第2号様式）により交付対象者に通知するとともに、支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 区長は、交付対象者が、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第7条 交付対象者は、前条の規定による支援金の交付決定の取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金の交付を受けているときは、別に指定する期日までに当該支援金を返還しなければならない。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第8条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(適用)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付については品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）の規定を適用する。

(委任)

第10条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、健康推進部長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。



品川区発熱外来診療・検査医療機関支援金申請書

年 月 日

標記支援金について、下記のとおり申請します。

申請者	医療機関 名称										
	代表者名	印									
	医療機関 所在地	〒									
	担当者氏名・ 連絡先	電話： - -									

交付決定後は、下記の口座に振込をして下さい。

振込先	金融機関									銀行								支店
	金融機関コード					支店コード												
	預金種目	1 普通	2 当座	3 その他 ()														
	口座番号																	
フリガナ																		
口座名義																		

委任状（申請者と口座名義が異なる場合はご記入ください。）

私は、上記口座名義人に品川区発熱外来診療・検査医療機関支援金の受取を委任します。
年 月 日

医療機関所在地
医療機関名称／代表者名

印

申請金額		万	千	百	十	一
	¥					

★裏面につづきます

(申請書裏面)

**振込先金融機関口座確認書類
写し貼り付け**

通帳（口座番号が書かれた部分）のコピー
または
キャッシュカードのコピー 等

品川区長 濱野 健

印

品川区発熱外来診療・検査医療機関支援金交付決定通知書

さきに申請のありました品川区発熱外来診療・検査医療機関支援金につきましては、下記のとおり交付することを決定しましたので、品川区発熱外来診療・検査医療機関支援金交付要綱第5条の規定に基づき、通知いたします。

	万	千	百	十	一
交付決定額	¥				

交付予定日	
-------	--